愛知県立新川高等学校いじめ防止基本方針

令和８年３月改訂

Ⅰ　いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの集団にも起こりうるものであり、かつ、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものである。この認識の下、全教職員で協力し、教育活動全体を通じて、いじめ未然防止の取組を行い、「安全」「安心」な学校づくりに努める。さらに、教職員一人一人が、ささいな兆候を見逃さない感覚を身に付け、いじめが発見された場合は、保護者との連携のもと、速やかに学校全体の組織的指導体制を整備し、いじめの早期解決を図る。

なお、本校ではスクールポリシーで次の３点をグラデュエーション・ポリシーとして掲げている。

○ 人々から愛される人。すなわち、物事に主体的に取り組み、他者と共生し、誰とでも協働できる若者

○ 社会人としての規範意識を身に付け、自らの幸せを実現しつつ、社会に貢献していこうとする姿勢をもつ若者

○ 将来にわたって学び続け、成長し続けていくことができる若者

上記グラデュエーション・ポリシーに掲げた生徒の育成を目指すことは、生徒にいじめに向かわない態度や能力を身につけさせることと軌を一するものである。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第２条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

Ⅱ　いじめ防止対策委員会について（いじめを起こさないために）

(1) 組織について

ア 「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」

（ア）「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、各学年教育相談担当、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

（イ）「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」の役割

「教育相談委員会」が「いじめ防止対策委員会」を兼ねる。毎週１回定例の委員会を開催し、生徒の心身の健康状況や悩み、生徒の人間関係、クラスや部活動の人間関係、いじめの有無（疑いや可能性も含む）等を把握・情報共有し、適切な対応や支援を検討する。いじめ等の訴えや情報提供、疑いがある現象を把握した場合は、速やかに臨時の「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」を開催し、早期対応をする。

イ　「指導・支援チーム」の構成員・役割

教育相談委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、指導・支援チームが実際の対応を行う。

(2) 具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア　いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、本方針の周知と確認を行う。 ○いじめ・不登校・特別支援教育・自殺予防等をテーマとした研修資料を配付する。 ○ケーススタディ等の校内研修を実施する。 ○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。	○本方針の公開
	イ　生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○対話的な学びを推進し、社会性を養う。 ○感情やストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。 ○ＳＮＳの利用を中心に情報機器やインターネットの健全な利用方法を習得させる。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開
	ウ　いじめを生まないための指導に留意する。	○ 教員による毎日の健康観察を通して、生徒の小さな変化の把握に努める。 ○ 生徒との対話の機会を確保し、生徒理解に努める。 ○生徒の多様性を認め、一人一人の生徒を大切にした、発達支持的な授業づくりに努める。 ○教職員の不適切な言動や指導により、いじめを助長することがないよう細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取組を積極的に実施する。	○保護者への連絡と協力要請 ○保護者・地域への授業公開
	エ　自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○校内外の体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。 ○生徒同士が承認し合う機会の提供に努める。	○中高連携 ○地域と連携した体験活動の実施

早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回
	ア　全校での情報共有	○情報は学年会で報告するとともに、速やかに教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）に諮る。また、その内容を職員会議で報告し、情報共有をする。	○保護者への連絡と協力要請
	イ　アンケートを定期的に実施する。	○アンケート（生活実態調査）を実施する。 ○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、生徒が安心して情報を伝えることができ、かつ生徒自らが対人関係やいじめ等について振り返る機会となるものとする。	○保護者への報告と協力要請 ○相談事例の公開
	ウ　教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○個人面談を実施する。	○保護者面談での聞き取り実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【ＰＤＣＡサイクル図】により検証する。 【ＰＤＣＡサイクル図】 Ｐ　いじめ防止の年間計画の策定 Ｄ　取組の実施 Ｃ「取組アンケート」（１月）、「学校評価」の実施（９月、１月） Ａ「取組アンケート」「学校評価」の結果について校務委員会、教育相談委員会で検証（９月、３月） ※取組アンケートは、全教職員を対象に実施する。		○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。 ○「学校評価」「学校関係者評価」結果を学校経営案及び学校ホームページに掲載する。

Ⅲ　いじめへの対処（事案発生時の対応）（いじめが起きたら）

(1) いじめの情報を受けた際の対応

いじめの情報

【教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）】
①情報収集（関係者からの聞き取り・アンケート）
②いじめの認定
③指導・支援体制（指導・支援チーム）の決定
④指導・支援・対応等の確認・検討

【指導・支援チーム】
- **被害生徒へのケアや支援**
- **被害生徒の保護者との連携**
- **加害生徒の指導や支援**
- **加害生徒の保護者との連携**
- **他の生徒やクラス・学年等への指導**
- **専門家や関係機関等との連携**

- **問題の解決**
- **再発防止の教育活動**
- **その後の経過の見守り**

※実際に対応するメンバー(指導・支援チーム)は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を行う。
※事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

(2) いじめられた生徒・保護者への対応

ア　被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
イ　生徒・保護者の感情に寄り添う。
ウ　被害生徒への支援方針や加害生徒への指導方針を説明する。
エ　事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
オ　安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
カ　事実関係の確認に基づいて、必要な配慮・支援を行う。
キ　生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
ク　外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
ケ　加害生徒との関係の改善を含め、人間関係の再構築について支援する。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

ア　被害生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
イ　事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
ウ　加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
エ　インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。
オ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとに取り組む。
カ　被害生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

(4) いじめが起こった集団への働きかけ

ア　いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
イ　事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
ウ　当事者たちの関係改善と再発防止のため、コミュニケーションの取り方や人間関係の構築について助言を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
エ　個人の尊厳を傷つける可能性がある情報（文書・画像・動画）に加え、憶測に基づく情報の拡散を慎むように指導する。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
オ　インターネット上の行為や暴力行為、窃盗行為への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

Ⅳ　重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ　いじめにより生徒が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ　生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な手順

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、下記の**文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」**に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※適切な専門家とは、スクールカウンセラー、警察関係者、さらには教育委員会に要請し、スクールカウンセラースーパーバイザーや弁護士等の派遣を依頼する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

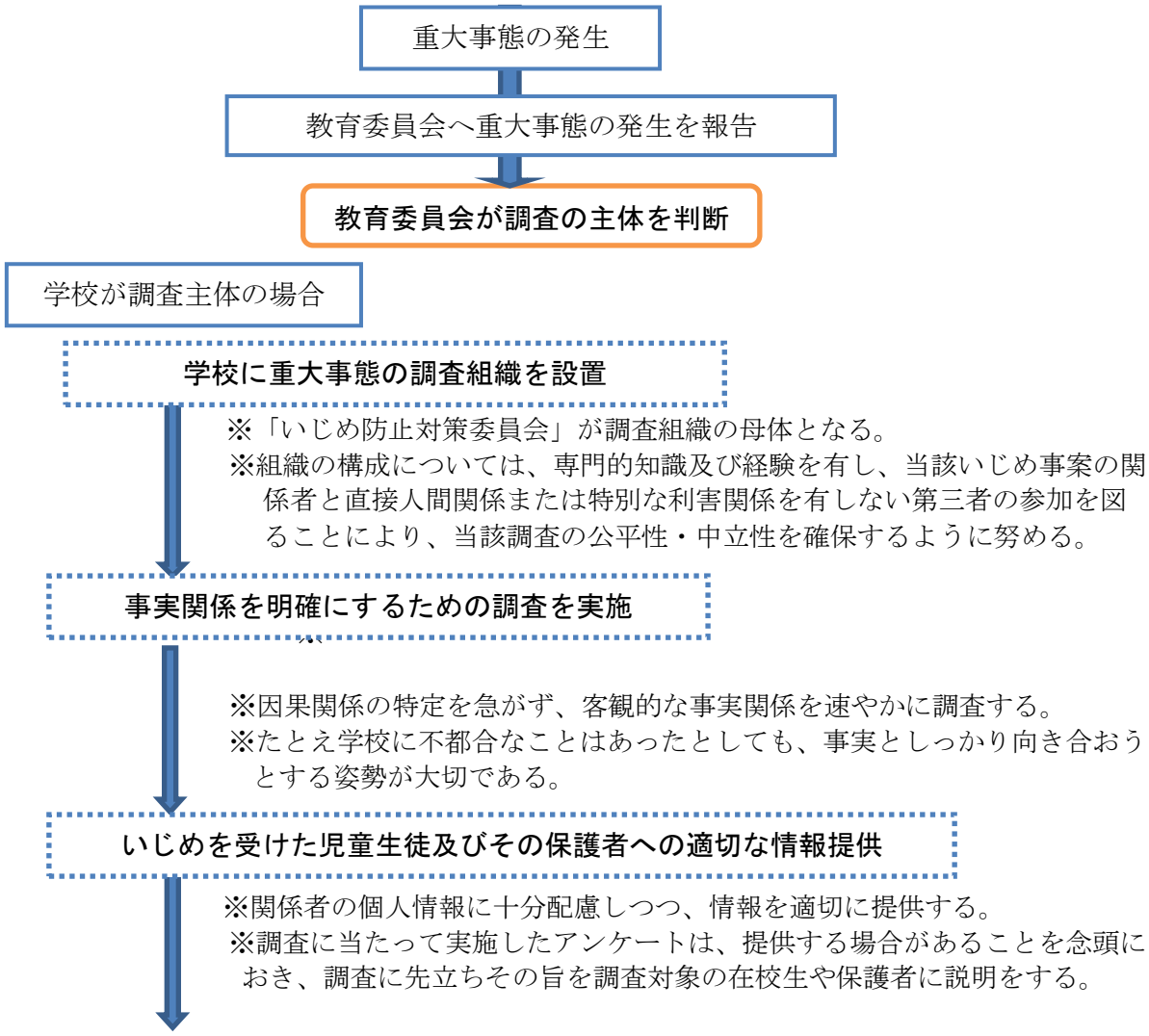

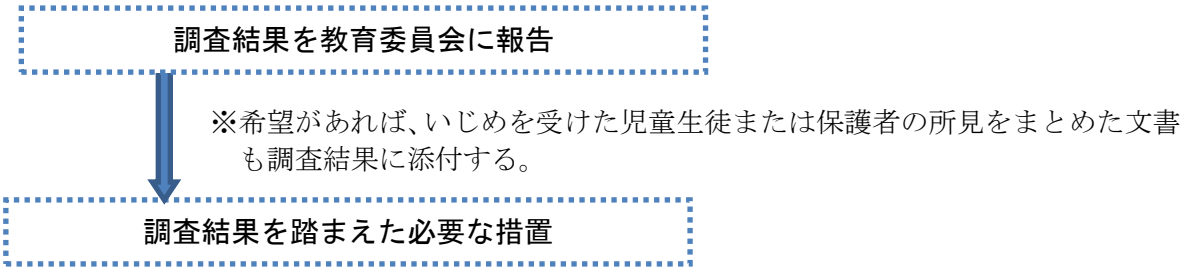

Ⅴ　いじめの防止等に関する点検・検証・見直しについて

「教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）」で「いじめ防止」の取り組み方法を点検する。また、全教職員を対象とし、年２回「取組アンケート」を実施する。さらに、年度末には学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行い、その結果を検証して次年度に向けて「いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。

（取組の年間計画）

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○相談室やＳＣの周知【全学年】㊫ ○生徒個人面談月間【全学年】㊥	**○保健調査【全学年】㊫** ○クレペリン検査の実施【１・２年生】㊫ **○SCへの相談【生徒・保護者・教職員】（毎月１～２回）㊫**	**○教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）（原則毎週１回）実施** ○「いじめ防止基本方針」の周知	
5月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫	**○生活実態調査（含むいじめ・体罰）の実施【全学年】㊞㊟㊫㊨** ○クレペリン検査説明会【１・２年生】㊫		○ＰＴＡ学年別懇談会実施
6月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○公開授業週間【全学年】㊞			
7月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫			○特別支援学校との交流活動㊨ ○保護者会【全学年】
8月	○健康観察の実施（登校日）【全学年】㊫			
9月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○生徒個人面談月間【全学年】㊥	**○健康アンケート【全学年】㊫**		○文化祭バザー
10月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○公開授業週間【全学年】㊞	**○生活実態調査（含むいじめ・体罰）の実施【全学年】㊞㊟㊫㊨**	○学校評価	○保護者向け公開授業 ○保健講話【保護者対象】 ○学校関係者評価委員会
11月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫			○奉仕活動【1・2年生】㊨
12月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○人権講話【全学年】㊟		○人権講話㊟	○保護者会【全学年】
1月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫		○学校評価 ○取組アンケート	○学校関係者評価委員会
2月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○薬物乱用防止講話【1・2年生】㊟			
3月	○健康観察の実施（毎日）【全学年】㊫ ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】㊟	**○SCへの相談【生徒・保護者・教職員】（毎月１～２回）㊫**	**○教育相談委員会（いじめ防止対策委員会）（原則毎週１回）実施**	

㊞…教務部　㊟…生徒指導部　㊫…保健部　㊨…特別活動部　㊥…学年会